

小児慢性特定疾病医療費受給者（申請者）の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、外出自粛等による感染抑制が求められているなか、診断書の取得等のみを目的とした受診を回避するため、支給認定の有効期間を延長します。

1 小児慢性特定疾病医療費受給者証の有効期間が自動で1年延長されます！

現在お持ちの「小児慢性特定疾病医療費受給者証」の有効期間が、下記の条件に該当する方は、自動で1年間延長されます。この有効期間延長に伴う手続きは必要ありません。

★①及び②の両方に該当する方が有効期間延長の対象となります。

- ① 受給者証の有効期間始期が令和2年4月30日以前
- ② 受給者証の有効期間終期が令和2年3月1日から令和3年2月28日まで

なお、対象の方については期間延長後の有効期間を記載した受給者証を順次交付いたします。交付されるまでの間は現在お持ちの受給者証を、1年間自動延長されたものとしてそのままお使いください。

※有効期間の延長については、関係機関を通じて指定医療機関へお知らせしますが、病院や薬局などで尋ねられた場合は、このお知らせを提示するか、末尾記載の問い合わせ先に確認するようお願いください。

○有効期間が1年間自動延長された受給者証

順次交付する有効期間が1年間延長された受給者証については、受給者証に記載の「有効期間」欄の始期の下部に「★」マークを印字します。

また、下記に該当するため現在お持ちの受給者証の有効期間が1年間より短く設定されている方についても上記の①及び②の両方に該当する場合は、有効期間が1年間自動延長されます。

- (1) 受給者証の有効期間中に満20歳になる方
- (2) 成長ホルモン治療中に終了基準に到達する方

2 受給者証の記載内容などに変更があった場合は、手続きが必要です！

○次の事項に変更があった場合は、必ず手続きが必要です。

- (1) 受給者及び申請者の氏名、住所、連絡先
- (2) 加入保険（〇〇健康保険組合、△△国民健康保険組合など）の種類、被保険者証の保険者番号・記号・番号
- (3) 疾病（追加、変更）
- (4) 自己負担上限額の特例〔高額かつ長期、重症、人工呼吸器等装着〕
- (5) 月額自己負担上限額（階層区分）
例：支給認定基準世帯員（受給者と同じ医療保険に加入している方）の変更、生活保護の認定・廃止など
- (6) 支給認定基準世帯員のうち、指定難病または小児慢性特定疾病の受給者証を受けている方（追加・変更・削除）
- (7) 受診する指定医療機関〔医科、歯科〕（薬局及び訪問看護ステーションは指定医療機関であれば手続きが不要）

○変更手続きの窓口は、お住まいを所管する保健所です。

※変更の手続きをされる場合は、あらかじめ保健所にご連絡のうえ、外出自粛要請等を踏まえ、可能な限り、垂い等による手続をお願いします。

3 他府県、政令市及び中核市に転居されたとき

申請者の方が、大阪府以外の都道府県、大阪府内でも政令市（大阪市、堺市）、中核市（豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市）に転居した場合は、転居先の住所地を管轄する保健所、保健センターで交付申請が必要です。

【裏面もご覧ください。】

4 その他

(1) 受診医療機関について

受診される医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護ステーションなど）によっては、医療機関等の指定期間が令和2年12月31日で終了することがあります。受診時に、医療機関等が指定の更新を行っているか必ず確認してください。

(2) 「このお知らせ」に関する問い合わせ先

大阪府 健康医療部 保健医療室 地域保健課 難病認定グループ
電話：06-6941-0351（代表）
FAX：06-6941-6606
〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目1-22

(3) 受給者証の変更に關する問い合わせ先

（住所地を所管する保健所へ、まずはお電話を！）

○大阪府の保健所

保健所名称	所在地	電話/FAX	所管区域
池田保健所	〒563-0041 池田市満寿美町3-19	電話072-751-2990 FAX072-751-3234	池田市、箕面市、豊能町、能勢町
茨木保健所	〒567-8585 茨木市大住町8-11	電話072-624-4668 FAX072-623-6856	茨木市、摂津市、島本町
守口保健所	〒570-0083 守口市京阪本通2-5-5 (守口市庁舎8階)	電話06-6993-3132 FAX06-6993-3136	守口市、門真市
四條畷保健所	〒575-0034 四條畷市江瀬美町1-16	電話072-878-1021 FAX072-876-4484	大東市、四條畷市、交野市
藤井寺保健所	〒583-0024 藤井寺市藤井寺1-8-36	電話072-955-4181 FAX072-939-6479	松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市
富田林保健所	〒584-0031 富田林市寿町3-1-35	電話0721-23-2684 FAX0721-24-7940	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
和泉保健所	〒594-0071 和泉市府中町6-12-3	電話0725-41-1342 FAX0725-43-9136	和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町
岸和田保健所	〒596-0076 岸和田市野田町3-13-1	電話072-422-6071 FAX072-422-7501	岸和田市、貝塚市
泉佐野保健所	〒598-0001 泉佐野市上瓦屋583-1	電話072-462-7703 FAX072-462-5426	泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町

【裏面もご覧ください。】